平成２４年（フ）第９２８号
東京都あきる野市野辺709番地
債務者　平井　明弘
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９２９号
東京都府中市是政５丁目７番地の１コーポラス39―305
債務者　小川　綾子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９０８号
東京都国分寺市北町５丁目10番地８モダンコートＦ101
債務者　佐藤あゆ美（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９１７号
東京都町田市成瀬台１丁目12番地２センチュリーハイツ町田16―202
債務者　宮島　雅雄
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１７１８号
神奈川県藤沢市藤沢223番地の９　アーバンキャッスル湘南藤沢1001号
債務者　又吉　智子（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７５６号
横浜市戸塚区上矢部町994番地　ベルメゾン東戸塚401号
債務者　藤田　直哉
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８１６号
神奈川県綾瀬市上土棚北４丁目９番７―506号
債務者　平田富士夫
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３００号
北海道旭川市神楽４条11丁目１番５号
債務者　吉田菜保子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０３号
北海道旭川市３条通４丁目1012番地の１３．４ビル
債務者　村田　知沙
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０４号
北海道旭川市東光10条３丁目４番８―5045号
債務者　藤林幽香梨
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０５号
北海道旭川市東光５条10丁目４番９号　エスティパレス福朗Ｂ―101号室
債務者　長崎多恵子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０６号
北海道旭川市神楽岡６条３丁目１番13号　ハイツむらなか101号室
債務者　秋田　憲一
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５３１号
大阪府高槻市下田部町１丁目27番９号
債務者　上田　益道
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６９７号
横浜市南区永田北２丁目５番24号　第11ハウスマルシン202号
債務者　新田　耕平
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６９８号
横浜市南区永田北２丁目５番24号　第11ハウスマルシン202号
債務者　新田亜希子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部